

ふるさと納税の返礼品確認システムに係る共通化推進方針

令和7年6月2日決定

総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「ふるさと納税の返礼品確認システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

ふるさと納税の返礼品確認※システム

※ふるさと納税制度における大臣指定（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項）等のため、各地方団体が提供しようとする全ての返礼品について、総務省が定める地場産品基準への適合性を確認するもの（以下、「適合性確認」という）。

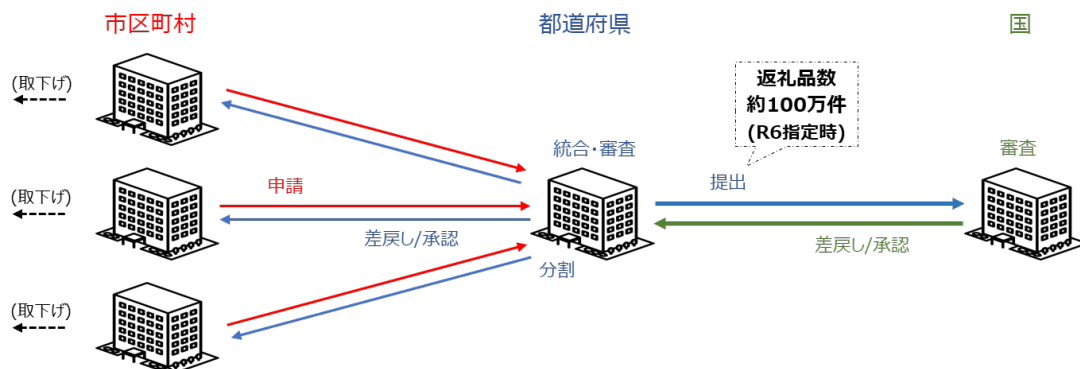
2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

各地方団体が提供する返礼品の適合性確認は、国・都道府県・市区町村間で、以下の業務フローに沿ってExcelファイルを都度メールで送付すること等により行っており、返礼品数の増加（令和6年度指定時：約100万件）に伴い、国及び地方団体の業務負荷が大きくなっている。



- ・ 国及び地方団体において、申請・差戻し・承認の都度、適合性確認様式を添付したメールを作成し、返礼品データを送付する必要がある。
- ・ 都道府県において、提出・差戻し・承認の都度、手作業により、市区

町村単位の Excel ファイルを都道府県単位に統合又は市区町村単位に再分割するとともに、職員がデータを管理する必要がある。

- ・ 国及び都道府県における適合性確認のプロセスで、過去の（類似の）返礼品に係る適合性確認の内容を閲覧するため、都道府県別又は市区町村別の Excel ファイルを、1つのファイルに統合・管理する必要がある。
- ・ 市区町村において、個々の返礼品に係る適合性確認の進捗状況を把握するため、電話やメール等により、国又は都道府県に対して都度問合せを行う必要がある。

（イ）システムの導入状況

返礼品の適合性確認について、現状は全国統一的なシステムを利用しておらず、Excel ファイルを都度メールで送付すること等により行っている。

イ．共通化後の姿（共通化パターン等）

「1. 業務・システム名」のとおり、返礼品の適合性確認は、地方税法に基づく大臣指定等のため、返礼品を提供しようとする全ての地方団体を対象に国が一律で行う事務である。そのプロセスを一元的に管理する必要があるため、国の責任により全国統一的なシステムを調達・運用する。

（2）共通化の効果

ア．共通化後の効果の大きさ

（ア）行政の効率化

国及び地方団体において、システム導入により想定される行政の効率化効果は以下のとおり。各項目について、適合性確認に係る業務負荷（人的コスト）の一定程度の軽減につながる。

- ・ 国及び地方団体において、適合性確認様式の添付やメール作成を行うことなく、返礼品データのやりとりが可能となる。
- ・ 都道府県において、ファイルの統合や分割の作業を行うことなく、都道府県単位でのデータ提出や市区町村単位でのデータ差戻しを行うことが可能となり、職員の手作業によるデータ管理も不要となる。
- ・ 国及び都道府県において、ファイルの統合作業を行うことなく、全ての返礼品を一元的にデータベース化でき、過去の（類似の）返礼品に係る検索が容易になる（特に国において、適合性確認や基準見直しに係る検討作業等が効率化する）。

- ・市区町村において、「都道府県審査中」「総務省審査中」「総務省差戻し」「審査完了」等の表示により、問合せを行うことなく、適合性確認の進捗状況をリアルタイムで把握可能となる。

(イ) 返礼品取扱事業者の利便性の向上

本システムの導入により、市区町村を通じ、各返礼品を取り扱う事業者においても、適合性確認の進捗状況がリアルタイムで分かるようになるため、適合性確認の完了後、当該事業者が迅速に返礼品を提供できるようになる。これにより、当該事業者の利便性の向上につながる。

イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

「ふるさと納税の返礼品確認システム」として全国統一的なシステムを調達・運用することにより、国・地方を通じて、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。このため、地方団体の負担軽減効果を算出するとともに、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方針

○ 共通化の進め方について

ふるさと納税制度については、総務省が定める各基準の見直し等を不断に検討していくこととしており、今後、制度又は運用面の見直しがあった場合は、その内容も考慮しながら本システムの整備を進める必要がある。そのため、本システムの調達仕様や運用開始時期等については、自治体の意見を丁寧に聴きながら、柔軟に調整していくものとする。

○ 地方団体からの主な意見について

- ① 適合性確認において地方団体が国に対して提出する様式等の合理化・簡素化を図ること。
 - これまでも事務効率化の観点から、各地方団体が記載すべき事項の統一化や記載例の充実等の見直しを行ってきたところであり、今後も、ふるさと納税制度の適正性を確保しつつ、必要に応じて様式の見直し等について検討するものとする。
- ② 適合性確認の完了後、各地方団体が提供を予定する返礼品の情報（データ）を他団体も閲覧可能とすること。
 - 現状、それらの情報は公表を前提として地方団体から提出されてお

らず、公表するとした場合、返礼品を提供する全国の地方団体の合意形成が必要となる等の理由により、慎重な対応が必要である。

(2) スケジュール

以下のスケジュールを予定しているが、今後の調整過程で変更する可能性がある。

取組内容の見出し	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				担当府省庁
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
民間システムの試行運用																					総務省
必要機能の整理																					総務省
調達仕様の調製・確定等																					総務省
<システム開発・運用に 必要な予算要求> 総務省																					
システム開発																					総務省
運用テスト																					総務省
運用開始																					総務省